

令和 2 年度 飯山市地域防災計画の修正概要

上位計画である長野県地域防災計画の平成 30 年度分及び令和元年度分の修正事項を反映しました。

●主な修正内容

() 内は、風：風水害対策編、地：地震災害対策編、雪：雪害対策編

【凡例】風水害対策編 1 章 1 節⇒ (風 1-1)

※独：飯山市の独自修正

1 全国の災害対応の課題を踏まえた修正
<p>平成 29 年 7 月の九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震等の災害対応における課題を踏まえた修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①洪水予報河川以外の河川等において、必要に応じて避難勧告等の発令基準の策定を行うことを記載 (風 1-2) ②要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画作成及び訓練義務化に伴う修正 (風 1-7) ③「自らの命は自らが守る」意識の徹底と避難行動等を支援する防災情報の提供 (5 段階の警戒レベル) を追加 (風 1-31 ほか) ④需要量に対して十分な電力供給ができない見込みの場合には、節電を呼びかけることを記載 (風 2-22)
2 令和元年台風第 19 号災害に基づく修正 ※独
<ul style="list-style-type: none"> ⑤支援体制を強化するため、避難行動要支援者名簿の提供先を追加 (風 1-8) ⑥風水害に対して迅速な対応を行うため、配備基準を修正 (風 2-3) ⑦被災者等への支援として上下水道料金の減免等を追加 (風 3-5)
3 その他
<ul style="list-style-type: none"> ⑧自主防災組織が男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努めることを記載 (風 1-34) ⑨食料品等の備蓄啓発について、食物アレルギーへの対応を追加 ※独 (風 1-13) ⑩水防訓練の内容を実態に即した内容へ修正 ※独 (風 1-32) ⑪市民への伝達システムとしてメールシステムを追加 ※独 (風 2-1) ⑫生活必需品の備蓄啓発や避難所開設時などに感染症対策を記載 ※独 (風 2-15 ほか)

●各編・章・節別の修正内容

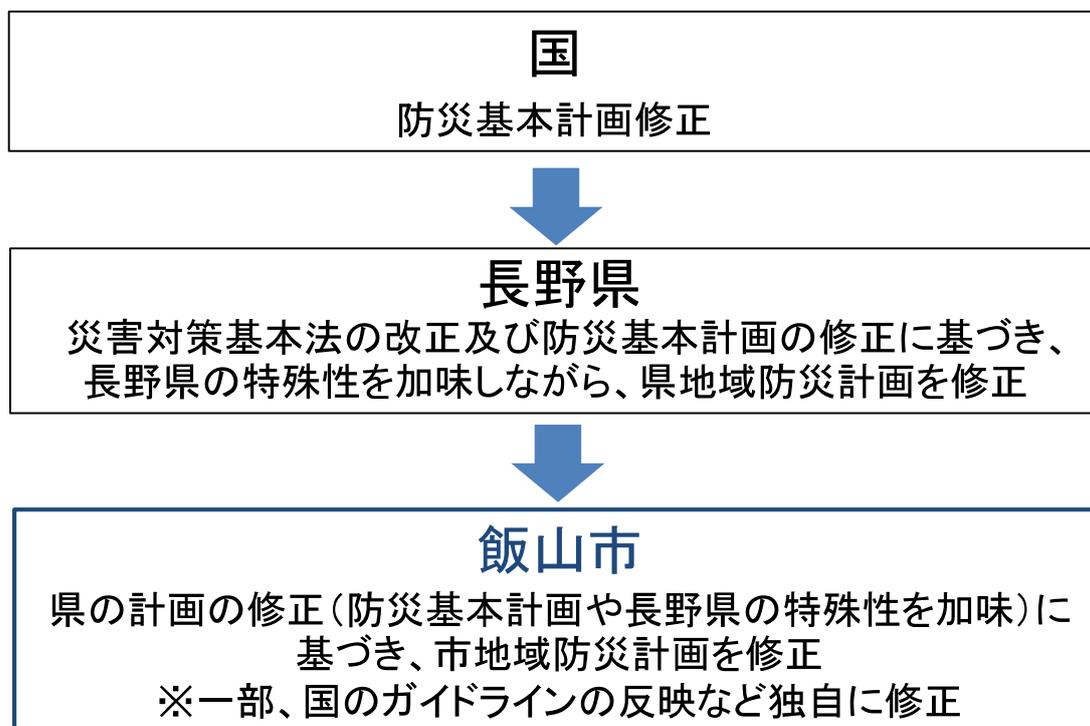
別添「令和 2 年度 飯山市地域防災計画修正箇所一覧 (本編)」

飯山市地域防災計画修正案について

(主な内容)

令和3年2月1日
飯山市防災会議

飯山市地域防災計画の修正スケジュール



飯山市地域防災計画に基づき、防災対策を実施
必要に応じ個別マニュアルなどを作成・修正

(備考)

県計画は年度末に修正しているため、当該修正分について、市の修正は翌年度の修正となる。

飯山市地域防災計画の修正案(主な内容)

1 全国の災害対応の課題を踏まえた修正

(県地域防災計画修正に伴う修正)

(修正内容 ①)

平成29年7月九州北部豪雨災害等を踏まえ、洪水予報河川等以外の河川等において、必要に応じて避難勧告等の発令基準の策定を行うことを記載。



風水害対策編 第1章 災害予防計画
第2節 災害発生直前対策

(新旧対照表 P55)

(修正への対応)

飯山市における洪水予報河川は、千曲川のみ。今後は、その他の河川についても国、県などの関係機関と相談しながら、避難情報の発令基準の策定を検討する。

2

飯山市地域防災計画の修正案(主な内容)

1 全国の災害対応の課題を踏まえた修正

(県地域防災計画修正に伴う修正)

(修正内容 ②)

平成29年7月九州北部豪雨災害等を踏まえ、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設については、管理者等により避難確保計画の作成及び避難誘導等の訓練を義務化することを記載。



風水害対策編 第1章 災害予防計画
第7節 消防・水防活動計画

(新旧対照表 P68)

(修正への対応)

国では令和3年度末までに避難確保計画の作成を進めており、飯山市では令和2年度末までに地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を依頼している。

3

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

1 全国の災害対応の課題を踏まえた修正

(県地域防災計画修正に伴う修正)

(修正内容 ③)

平成30年7月豪雨による水害・土砂災害を踏まえ、「自らの命は自らが守る」意識の徹底を記載。併せて、住民の避難行動等を支援する5段階の警戒レベルを導入した防災情報の提供を記載。



風水害対策編 第1章 災害予防計画
第31節 防災知識普及計画ほか

(新旧対照表 P139、350)

(修正への対応)

「自らの命は自らが守る」意識の徹底については、防災訓練などにより啓発活動を行う。また、5段階の警戒レベルについては、令和元年度にチラシを全戸配布し、現在のハザードマップへも記載している。また、避難情報発令の際には、レベルを伝えることで、より緊迫感が伝わるよう心掛けている。

4

飯山市地域防災計画の修正案(主な内容)

1 全国の災害対応の課題を踏まえた修正

(県地域防災計画修正に伴う修正)

(修正内容 ④)

大規模災害により発電所等が被災し、需要量に対して十分な電力が供給できない見込みの場合には、節電を呼びかける。また、県の要請に基づき、防災行政無線等により市民への周知活動を行う。



風水害対策編 第2章 災害応急対策計画
第22節 電気施設応急活動

(新旧対照表 P397)

(修正への対応)

実災害時において、県や電力会社からの要請により、市民に対する広報活動を行う。

5

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

2 令和元年台風第19号災害に基づく修正(飯山市独自修正)

(修正内容 ⑤)

支援体制を強化するため、避難行動要支援者名簿の提供先として、新たに飯山市社会福祉協議会を追加。



風水害対策編 第1章 災害予防計画
第8節 要配慮者支援計画

(新旧対照表 P69)

(修正への対応)

令和元年度の避難行動要支援者名簿提供時から、飯山市社会福祉協議会への提供を行っている。

6

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

2 令和元年台風第19号災害に基づく修正(飯山市独自修正)

(修正内容 ⑥)

風水害に対して迅速な対応を行うため、配備基準のうち、第3配備の配備時期を立ヶ花観測所水位の避難判断水位7.5m超へ修正。



風水害対策編 第2章 災害応急対策計画
第3節 非常参集職員の活動

(新旧対照表 P312)

(修正への対応)

令和2年10月1日から配備基準を飯山観測所から立ヶ花観測所へ変更し、運用を開始している。

7

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

2 令和元年台風第19号災害に基づく修正(飯山市独自修正)

(修正内容 ⑦)

被災者等への生活再建等の支援制度として、上下水道料金等の減免を追加。



風水害対策編 第3章 災害復旧・復興計画
第5節 被災者等の生活再建等の支援

(新旧対照表 P509)

(修正への対応)

令和元年台風第19号災害において上下水道料金等の減免を実施。今後も、水道条例及び下水道条例に基づき、対応する。

8

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

3 その他

(修正内容 ⑧)

自主防災組織が男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努めることを記載。



風水害対策編 第1章 災害予防計画
第34節 自主防災組織等の育成に関する計画

(新旧対照表 P147)

(修正への対応)

自主防災組織へ防災関係の研修などを行う際に啓発を図る。

9

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

3 その他

(修正内容 ⑨)

市民や企業への備蓄食料の啓発について、供給が困難となることを想定し、食物アレルギーを追加(飯山市独自修正)。



風水害対策編 第1章 災害予防計画
第13節 食料品等の備蓄・調達計画

(新旧対照表 P100)

(修正への対応)

ホームページへの掲載や市民講座などでの普及・啓発に努める。また、市が備蓄する食料品についても、可能な限り食物アレルギーに対応したものを備蓄するよう努める。

10

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

3 その他

(修正内容 ⑩)

水防訓練の内容について、実態に即した内容へ修正(飯山市独自修正)。



風水害対策編 第1章 災害予防計画
第32節 防災訓練計画

(新旧対照表 P142)

(修正への対応)

出水期前において、関係機関と連携し、より実践的な訓練ができるよう努める。

11

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

3 その他

(修正内容 ⑪)

市民への伝達系統としてメールシステムを追加記載(飯山市独自修正)。



風水害対策編 第2章 災害予防計画
第1節 災害直前活動

(新旧対照表 P271)

(修正への対応)

防災行政無線のデジタル化に併せ、住民への情報伝達の強化を図るため、メール配信サービスを開始する。防災に関する緊急情報をはじめ、関係機関の協力により、火災情報、JRの運行情報(運転見合わせなど)、停電情報など防災行政無線から放送する情報を配信する。

12

飯山市地域防災計画修正案(主な内容)

3 その他

(修正内容 ⑫)

市民が備蓄する生活必需品や市が開設する避難所における備蓄品について、感染症対策に配慮した内容となるよう記載(飯山市独自修正)。



風水害対策編 第1章 災害予防計画
第15節 生活必需品の備蓄・調達計画 ほか

(新旧対照表 P91、103、357)

(修正への対応)

避難所については、感染症対策用としてパーティションの配備やマスク、手指消毒用アルコールの備蓄を行っている。また、市民への備蓄の推進については、ホームページへの掲載や市民講座などでの普及・啓発に努める。

13